

(公印・契印省略)

総政企第 247 号
令和 8 年 9 月 18 日

統計委員会委員長
津 谷 典 子 殿

総務大臣
藤 井 比 早 之

諮問第212号
船員労働統計調査の変更について（諮問）

標記について、令和 8 年 9 月 10 日付け国総情政第 3 8 4 号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(参考：別添申請関連書類の目次)

1. 申請書	1
2. 申請事項記載書（注：調査計画の新旧対照表）	
➤ 本文部分	2
➤ 別添1 標本設計の新旧対照表	6
➤ 別添2 調査票の新旧対照表	7
3. 変更後の調査計画（注：申請内容を反映した令和9年調査以降の調査計画）	
➤ 本文部分	8
➤ 別添1 標本設計	15
➤ 別添2 調査票	17
調査票（第1号調査）	17
調査票（第2号調査）	18
調査票（第3号調査）	19
4. 船員労働統計調査の必要性	20
5. 船員労働統計調査の利活用状況	21

国総情政第384号
令和8年9月10日

総務大臣 殿

国土交通大臣
(公印省略)

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

船員労働統計調査

主管部課	国土交通省総合政策局 情報政策課交通経済統計調査室
事務担当者	中村 尚与志 電話 03 (5253) 8348 e-mail : nakamura-t28u@mlit.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称 船員労働統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1)報告者数 ア 指定船舶(第1号調査) 約 400 隻(母集団の大きさ:約 <u>3,200</u> 隻) イ 漁船(第2号調査) 約 <u>800</u> 隻 ウ 特殊船(第3号調査) 約 500 事業所 (2)報告者の選定方法 ア 指定船舶(第1号調査) (☐全数 ☒無作為抽出(☒全数階層あり) ☐有意抽出) 船員法第 111 条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、同名簿から内外航別、用途別(旅客船、貨物船及び油送船)及び総トン数階層別に船舶を無作為に抽出する(<u>詳細は別添 1 を参照</u>)。 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1)報告者数 ア 指定船舶(第1号調査) 約 400 隻(母集団の大きさ:約 <u>3,300</u> 隻) イ 漁船(第2号調査) 約 <u>1,000</u> 隻 ウ 特殊船(第3号調査) 約 500 事業所 (2)報告者の選定方法 ア 指定船舶(第1号調査) (☐全数 ☒無作為抽出(☒全数階層あり) ☐有意抽出) 船員法第 111 条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、同名簿から内外航別、用途別(旅客船、貨物船及び油送船)及び総トン数階層別に船舶を無作為に抽出する(<u>詳細は別添 1 を参照</u>)。 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	・母集団情報の時点更新に伴う修正 ・詳細は標本設計新旧を参照

変更案	変更前	変更理由
(1) 報告を求める事項(詳細は別添2の調査票を参照) (略) ウ 特殊船(第3号調査) (略) ③ 特殊船に乗り組む全ての船員について、職階ごとに報告を求める事項 (略) b. 総延稼働日数及び女性・外国人船員の内数 (略) e. 報酬(定期払いを要する報酬(給料、その他の手当)、割増手当・夜間割増、航海日当)及び女性・外国人船員の内数 <u>f. 昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬及び女性・外国人船員の内数</u> (2) 基準となる期日又は期間 ウ 特殊船(第3号調査) 毎年6月の給与支払期日現在において、6月の1か月間(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1か月間) <u>ただし、年間取得休日数及び昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬については、調査年前年の1年分(1月から12月までの分)</u>	(1) 報告を求める事項(詳細は別添2の調査票を参照) (略) ウ 特殊船(第3号調査) (略) ③ 特殊船に乗り組む全ての船員について、職階ごとに報告を求める事項 (略) b. 総延稼働日数及び女性・外国人船員数の内数 (略) e. 報酬(定期払いを要する報酬(給料、その他の手当)、割増手当・夜間割増、<u>特別に支払われた報酬</u>、航海日当)及び女性・外国人船員の内数 (2) 基準となる期日又は期間 ウ 特殊船(第3号調査) 毎年6月の給与支払期日現在において、6月の1か月間(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1か月間)	・表現の適正化 ・報酬の正確な実態把握のため(6月に支払われた報酬額から昨年1年間に支払われた報酬額に変更) ・調査事項(特別に支払われた報酬)の変更に伴う追記に加え、従前から年間で把握していた事項についても明確化する

変更案	変更前	変更理由
6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査系統 <u>ア 指定船舶（第1号調査）及び特殊船（第3号調査）</u> ・配布：（郵送及びオンライン）国土交通省－<u>民間事業者</u>－報告者 ・収集（<u>郵送及びオンライン</u>）：報告者－国土交通省 <u>イ 漁船（第2号調査）</u> ・配布：（郵送及びオンライン）国土交通省－<u>地方運輸局（運輸監理部を含む。）、沖縄総合事務局－運輸支局、海事事務所－（関係団体）^{（注）}－報告者</u> ・収集（郵送）：報告者－（関係団体）^{（注）}－<u>運輸支局、海事事務所－地方運輸局（運輸監理部を含む。）、沖縄総合事務局－国土交通省（オンライン）：報告者－国土交通省</u> <u>（注）関係団体とは、漁業協同組合や漁業船主組合等をいう。調査対象船舶の所有者（3（2）イに規定する船舶に関する者）が漁業協同組合や漁業船主組合の組合員の場合など、関係団体を経由した方が効率的と地方運輸局等が判断した場合、関係団体を経由することができる。</u> (2) 調査方法 ■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール） □調査員調査 □その他（ ）	6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査系統 ・配布：国土交通省－<u>地方運輸局（運輸監理部を含む。）、沖縄総合事務局－運輸支局、海事事務所</u>－報告者 ・収集（郵送）：報告者－<u>運輸支局、海事事務所－地方運輸局（運輸監理部を含む。）、沖縄総合事務局－国土交通省（オンライン）：報告者－国土交通省</u> (2) 調査方法 ■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール） □調査員調査 □その他（ ）	ために追記 ・指定船舶（第1号調査）及び特殊船（第3号調査）について、民間委託の導入により地方支分部局職員の事務負担の軽減等を図るため。なお、収集は、郵送、オンラインに関わらず、国土交通省が報告者から直接収集を行うため。 ・漁船（第2号調査）について、調査実態に関する詳細を追記

変更案	変更前	変更理由
〔調査方法の概要〕 ・<u>指定船舶（第1号調査）及び特殊船（第3号調査）は、国土交通省が、業務を委託した民間事業者を経由して、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。</u> ・<u>漁船（第2号調査）は、国土交通省が、地方運輸局等を経由して、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。</u> （略） 7 報告を求める期間 （2）調査の実施期間又は調査票の提出期限 イ 漁船(第2号調査) 毎年12月1日～翌年2月末日 8 集計事項 ウ 特殊船(第3号調査) （略） ※1・・・船員数、年齢、経験年数、月間総労働時間、報酬、昨年<u>1</u>年間の総労働時間(船員数、年間総労働時間、年間取得休日数)	〔調査方法の概要〕 ・国土交通省が、<u>地方運輸局等</u>を経由して、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。 7 報告を求める期間 （2）調査の実施期間又は調査票の提出期限 イ 漁船(第2号調査) 毎年12月1日～翌年2月末日 <u>ただし、石川県の2市町については、令和6年能登半島地震による災害の影響のため、令和6年3月31日までの間で調査票の送付が可能となり次第、調査を開始し、調査票の提出期限は令和6年4月30日とする。</u> 8 集計事項 ウ 特殊船(第3号調査) （略） ※1・・・船員数、年齢、経験年数、月間総労働時間、報酬、昨年<u>一</u>年間の総労働時間(船員数、年間総労働時間、年間取得休日数)	・調査系統の変更に伴う修正 ・令和6年能登半島地震に係る対応を削除 ・形式的な修正

変更案										変更前										変更理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
船員労働統計調査（第1号調査）の標本設計等について										船員労働統計調査（第1号調査）の標本設計等について										・統計数値の信頼性確保に係る考え方の変更																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4 配布数										4 配布数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3で算出した必要標本数に母集団調査の回収率の逆数を乗じて、配布数を算出する。										3で算出した必要標本数に母集団調査の回収率の逆数を乗じて、配布数を算出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<u>なお、前回の標本設計に基づき実施した調査結果の標準誤差率を参考とし、目標精度を達成していない層区分については、新たな母集団調査の情報を基に算出した必要標本の数及び配布数と前回の標本設計の必要標本の数及び配布数を比較の上、いずれか大きい方を採用する。</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<table><tr><th>内航用途</th><th>トン数階級</th><th>母集団の大きさ</th><th>必要標本の数</th><th>配布数</th><th>外航用途</th><th>トン数階級</th><th>母集団の大きさ</th><th>必要標本の数</th><th>配布数</th></tr><tr><td rowspan="5">旅客船</td><td>20～199</td><td>165</td><td>17</td><td>33</td><td>旅客船</td><td>20～4,999</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>200～499</td><td>62</td><td>6</td><td>12</td><td rowspan="3">貨物船</td><td>5,000～</td><td>9</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>500～699</td><td>14</td><td>4</td><td>9</td><td>20～4,999</td><td>5</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>700～1,599</td><td>42</td><td>4</td><td>9</td><td>5,000～</td><td>229</td><td>11</td><td>3</td></tr><tr><td>1,600～</td><td>94</td><td>2</td><td>3</td><td>油送船</td><td>20～4,999</td><td>9</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">貨物船</td><td>20～199</td><td>136</td><td>21</td><td>93</td><td rowspan="5">油送船</td><td>5,000～</td><td>44</td><td>8</td><td>2</td></tr><tr><td>200～499</td><td>922</td><td>13</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>500～699</td><td>49</td><td>8</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>700～1,599</td><td>183</td><td>8</td><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1,600～</td><td>224</td><td>3</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">油送船</td><td>20～199</td><td>280</td><td>22</td><td>73</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>200～499</td><td>309</td><td>12</td><td>27</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>500～699</td><td>33</td><td>4</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>700～1,599</td><td>221</td><td>6</td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1,600～</td><td>156</td><td>4</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">内航計</td><td>2890</td><td>134</td><td>363</td><td colspan="2">外航計</td><td>296</td><td>28</td><td>7</td><td colspan="9"></td></tr></table>										内航用途	トン数階級	母集団の大きさ	必要標本の数	配布数	外航用途	トン数階級	母集団の大きさ	必要標本の数	配布数	旅客船	20～199	165	17	33	旅客船	20～4,999	—	—	—	200～499	62	6	12	貨物船	5,000～	9	3		500～699	14	4	9	20～4,999	5	3		700～1,599	42	4	9	5,000～	229	11	3	1,600～	94	2	3	油送船	20～4,999	9	2		貨物船	20～199	136	21	93	油送船	5,000～	44	8	2	200～499	922	13	36					500～699	49	8	19					700～1,599	183	8	18					1,600～	224	3	5					油送船	20～199	280	22	73						200～499	309	12	27						500～699	33	4	8						700～1,599	221	6	11						1,600～	156	4	7						内航計		2890	134	363	外航計		296	28	7										<table><tr><th>内航用途</th><th>トン数階級</th><th>母集団隻数</th><th>必要標本数</th><th>配布数</th><th>外航用途</th><th>トン数階級</th><th>母集団隻数</th><th>必要標本数</th><th>配布数</th></tr><tr><td rowspan="5">旅客船</td><td>20～199</td><td>183</td><td>26</td><td>33</td><td rowspan="2">旅客船</td><td>20～4,999</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>200～499</td><td>65</td><td>9</td><td>12</td><td>5,000～</td><td>8</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>500～699</td><td>26</td><td>6</td><td>9</td><td rowspan="3">貨物船</td><td>20～4,999</td><td>3</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>700～1,599</td><td>34</td><td>7</td><td>9</td><td>5,000～</td><td>149</td><td>14</td><td>3</td></tr><tr><td>1,600～</td><td>98</td><td>2</td><td>3</td><td>油送船</td><td>20～4,999</td><td>4</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">貨物船</td><td>20～199</td><td>231</td><td>38</td><td>93</td><td rowspan="5">油送船</td><td>5,000～</td><td>55</td><td>11</td><td>1</td></tr><tr><td>200～499</td><td>938</td><td>16</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>500～699</td><td>58</td><td>11</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>700～1,599</td><td>182</td><td>11</td><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1,600～</td><td>213</td><td>4</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">油送船</td><td>20～199</td><td>320</td><td>42</td><td>73</td><td rowspan="5">油送船</td><td>20～199</td><td>320</td><td>42</td><td>73</td></tr><tr><td>200～499</td><td>296</td><td>14</td><td>27</td><td>200～499</td><td>296</td><td>14</td><td>27</td></tr><tr><td>500～699</td><td>30</td><td>6</td><td>8</td><td>500～699</td><td>30</td><td>6</td><td>8</td></tr><tr><td>700～1,599</td><td>224</td><td>7</td><td>11</td><td>700～1,599</td><td>224</td><td>7</td><td>11</td></tr><tr><td>1,600～</td><td>162</td><td>5</td><td>7</td><td>1,600～</td><td>162</td><td>5</td><td>7</td></tr><tr><td colspan="4">内航計</td><td>3060</td><td>204</td><td>363</td><td colspan="2">外航計</td><td>222</td><td>34</td><td>6</td><td colspan="3"></td></tr></table>										内航用途	トン数階級	母集団隻数	必要標本数	配布数	外航用途	トン数階級	母集団隻数	必要標本数	配布数	旅客船	20～199	183	26	33	旅客船	20～4,999	3	1		200～499	65	9	12	5,000～	8	4		500～699	26	6	9	貨物船	20～4,999	3	3		700～1,599	34	7	9	5,000～	149	14	3	1,600～	98	2	3	油送船	20～4,999	4	1		貨物船	20～199	231	38	93	油送船	5,000～	55	11	1	200～499	938	16	36					500～699	58	11	19					700～1,599	182	11	18					1,600～	213	4	5					油送船	20～199	320	42	73	油送船	20～199	320	42	73	200～499	296	14	27	200～499	296	14	27	500～699	30	6	8	500～699	30	6	8	700～1,599	224	7	11	700～1,599	224	7	11	1,600～	162	5	7	1,600～	162	5	7	内航計				3060	204	363	外航計		222	34	6				
内航用途	トン数階級	母集団の大きさ	必要標本の数	配布数	外航用途	トン数階級	母集団の大きさ	必要標本の数	配布数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
旅客船	20～199	165	17	33	旅客船	20～4,999	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	200～499	62	6	12	貨物船	5,000～	9	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	500～699	14	4	9		20～4,999	5	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	700～1,599	42	4	9		5,000～	229	11	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1,600～	94	2	3	油送船	20～4,999	9	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
貨物船	20～199	136	21	93	油送船	5,000～	44	8	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	200～499	922	13	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	500～699	49	8	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	700～1,599	183	8	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1,600～	224	3	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
油送船	20～199	280	22	73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	200～499	309	12	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	500～699	33	4	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	700～1,599	221	6	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1,600～	156	4	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
内航計		2890	134	363	外航計		296	28	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内航用途	トン数階級	母集団隻数	必要標本数	配布数	外航用途	トン数階級	母集団隻数	必要標本数	配布数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
旅客船	20～199	183	26	33	旅客船	20～4,999	3	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	200～499	65	9	12		5,000～	8	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	500～699	26	6	9	貨物船	20～4,999	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	700～1,599	34	7	9		5,000～	149	14	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1,600～	98	2	3		油送船	20～4,999	4	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
貨物船	20～199	231	38	93	油送船	5,000～	55	11	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	200～499	938	16	36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	500～699	58	11	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	700～1,599	182	11	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1,600～	213	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
油送船	20～199	320	42	73	油送船	20～199	320	42	73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	200～499	296	14	27		200～499	296	14	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	500～699	30	6	8		500～699	30	6	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	700～1,599	224	7	11		700～1,599	224	7	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1,600～	162	5	7		1,600～	162	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内航計				3060	204	363	外航計		222	34	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

船員労働統計調査（第3号調査）調査票－新旧対照表

変更案

第三号様式(第八条関係)



政府統計

秘

船 員 労 働 統 計 調 査 票

第三号調査(特殊船に乗り組む船員についての調査)
◎この調査票は、船舶所有者及び用途別ごとに一枚を使用して下さい。

国 土 交 通 省

基 幹 統 計 調 査		氏名又は名 称	住 所	用 途 該 当 番 号 を 〇 で 下 さ い。	1 引 船	隻 数 合 計	隻
調査期間	年 6 月 分				2 は し け		

		船 長 及 び 職 員			部 員			合 計		
		うち 女性 船員	うち 外国人船員		うち 女性 船員	うち 外国人船員		うち 女性 船員	うち 外国人船員	
船 員	船 員 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	総 延 稼 動 日 数	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
時間外・補償休日労働時間		時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
年間取得	有 給 休 暇	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	休 日 数 休 日 ・ 休 暇	日	日	日	日	日	日	日	日	日
報 酬	定期払いを要する報酬	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	給料	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	割増手当・夜間割増	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	円
航海日当		円	円	円	円	円	円	円	円	円
昨年1年間の賞与・期末手当等特別に支払われた報酬		円	円	円	円	円	円	円	円	円

備 考

変更前

第三号様式(第八条関係)



政府統計

秘

船 員 労 働 統 計 調 査 票

第三号調査(特殊船に乗り組む船員についての調査)
◎この調査票は、船舶所有者及び用途別ごとに一枚を使用して下さい。

国 土 交 通 省

基 幹 統 計 調 査		氏名又は名 称	住 所	用 途 該 当 番 号 を 〇 で 下 さ い。	1 引 船	隻 数 合 計	隻
調査期間	年 6 月 分				2 は し け		

		船 長 及 び 職 員			部 員			合 計		
		うち 女性 船員	うち 外国人船員		うち 女性 船員	うち 外国人船員		うち 女性 船員	うち 外国人船員	
船 員	船 員 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	総 延 稼 動 日 数	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
時間外・補償休日労働時間		時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
年間取得	有 給 休 暇	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	休 日 数 休 日 ・ 休 暇	日	日	日	日	日	日	日	日	日
報 酬	定期払いを要する報酬	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	給料	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	割増手当・夜間割増	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別に支払われた報酬	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計		円	円	円	円	円	円	円	円	円
航海日当		円	円	円	円	円	円	円	円	円

備 考

変更理由 報酬の正確な実態把握をはかるため。

調査計画（変更後）

1 調査の名称

船員労働統計調査

2 調査の目的

本調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく「船員労働統計」の作成を目的とする統計調査であり、船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにするものである。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲(☒全国 ☐その他)

(2) 属性的範囲(☐個人 ☐世帯 ☒事業所 ☐企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☒その他(船舶))

船員法(昭和 22 年法律第 100 号)第 1 条に規定する船員であって、総トン数 20 トン以上の、以下のア～ウに示す区分による船舶(船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。)に乗り組む者を調査の対象とする。

ア 漁船並びに引船、はしけ及び官公署船(以下「特殊船」という。)以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶(以下「指定船舶」という。)

イ 漁船

ウ 特殊船

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 指定船舶(第 1 号調査)

約 400 隻(母集団の大きさ：約 3,200 隻)

イ 漁船(第 2 号調査)

約 800 隻

ウ 特殊船(第 3 号調査)

約 500 事業所

(2) 報告者の選定方法

ア 指定船舶(第 1 号調査)

(☐全数 ☒無作為抽出(☒全数階層あり) ☐有意抽出)

船員法第 111 条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、同名簿から内外航別、用途別(旅客船、貨物船及び油送船)及び総トン数階層別に船舶を無作為に抽出する(詳細は別添 1 を参照)。

イ 漁船(第 2 号調査)

(☒全数 ☐無作為抽出(☐全数階層あり) ☐有意抽出)

船員法第 111 条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、全ての船舶について報告を求める。

ウ 特殊船(第 3 号調査)

(☒全数 ☐無作為抽出(☐全数階層あり) ☐有意抽出)

船員法第 111 条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、当該特殊船を所有する全ての事業所について報告を求める。

(3) 報告義務者

3.(2)ア及びイに規定する船舶の船舶所有者(船舶共有の場合は船舶管理人、船舶賃貸の場合は船舶借入人)並びに 3.(2)ウに規定する特殊船を所有する事業所の代表者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 指定船舶(第 1 号調査)

- ① 報告者に関する事項(氏名又は名称及び住所、所属船主団体名、労働組合の状況)
- ② 指定船舶に関する事項(名称、総トン数、稼働日数、用途、航行区域、内外航別)
- ③ 指定船舶に乗り組む船員に関する事項(船長・職員、部員ごとの船員数及び女性・外国人船員の内数)

以下、指定船舶に乗り組む全ての船員について、職種ごとに報告を求める事項

- ④ 年齢
- ⑤ 性別
- ⑥ 外国人か否か
- ⑦ 経験年数
- ⑧ 年間総労働時間(時間内労働時間、時間外労働時間、補償休日労働時間)
- ⑨ 年間取得休日数(有給休暇、休日・休暇)
- ⑩ 月間総労働時間

- ⑪ 定期払いを要する報酬(給料、家族手当、その他の手当)
- ⑫ 割増手当・夜間割増
- ⑬ 航海日当
- ⑭ その他の手当
- ⑮ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬

イ 漁船(第2号調査)

- ① 報告者に関する事項(氏名又は名称及び住所)
- ② 漁船に関する事項(船名(まき網漁業は主船名)、総トン数、用途)
- ③ 従業状態、報酬額に関する事項(漁業種類ごとに以下のa.～h.までの報告を求める事項)
 - a. 漁業期間
 - b. 航海日数
 - c. 航海回数
 - d. 漁業期間中最も乗組員数が多かった月と人員数
 - e. 漁業期間中最も乗組員数が少なかった月と人員数
 - f. 水揚げ高合計額
 - g. 乗組員に支払われた報酬合計額
 - h. 報酬の支払形態
 - i. 報酬(給料、歩合給、その他の手当、特別に支払われた報酬、航海日当)
- ④ 以下、漁船に乗り組む全ての船員について、漁業種類及び職種ごとに報告を求める事項
 - a. 人員数及び女性・外国人船員の内数
 - b. 持代(歩)数及び女性・外国人船員の内数
 - c. 給料又は最低保障額及び女性・外国人船員の内数

ウ 特殊船(第3号調査)

- ① 報告者に関する事項(氏名又は名称、住所)
- ② 特殊船に関する事項(用途、隻数、総トン数又は積トン数)
- ③ 特殊船に乗り組む全ての船員について、職階ごとに報告を求める事項

- a. 船員数及び女性・外国人船員の内数
- b. 総延稼働日数及び女性・外国人船員の内数
- c. 時間外・補償休日労働時間及び女性・外国人船員の内数
- d. 年間取得休日数(有給休暇、休日・休暇)及び女性・外国人船員の内数
- e. 報酬(定期払いを要する報酬(給料、その他の手当)、割増手当・夜間割増、航海日当)及び女性・外国人船員の内数
- f. 昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬及び女性・外国人船員の内数

〔集計しない事項の有無〕 無 ☐ 有 ☒

・「ア 指定船舶(第1号調査)」における①報告者に関する事項、②指定船舶に関する事項(名称、航行区域)、③指定船舶に乗り組む船員に関する事項、「イ 漁船(第2号調査)」における①報告者に関する事項(氏名又は名称及び住所)、②漁船に関する事項(船名(まき網漁業は主船名))及び「ウ 特殊船(第3号調査)」における①報告者に関する事項は、内容審査のみに用いる事項であり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

ア 指定船舶(第1号調査)

毎年6月の給与支払期日現在において、6月の1か月間(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1か月間)

ただし、年間総労働時間及び年間取得休日数並びに昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬については、調査年前年の1年分(1月から12月までの分)

イ 漁船(第2号調査)

毎年12月末現在において、当該年の1年分(1月から12月までの分)

ウ 特殊船(第3号調査)

毎年6月の給与支払期日現在において、6月の1か月間(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1か月間)

ただし、年間取得休日数及び昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬については、調査年前年の1年分(1月から12月までの分)

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

ア 指定船舶(第1号調査)及び特殊船(第3号調査)

- ・配布：国土交通省－民間事業者－報告者
- ・取集（郵送及びオンライン）：報告者－国土交通省

イ 漁船（第2号調査）

- ・配布：国土交通省－地方運輸局（運輸監理部を含む。）、沖縄総合事務局－運輸支局、海事事務所－（関係団体）^{（注）}－報告者
- ・取集（郵送）：報告者－（関係団体）^{（注）}－運輸支局、海事事務所－地方運輸局（運輸監理部を含む。）、沖縄総合事務局－国土交通省
（オンライン）：報告者－国土交通省

（注） 関係団体とは、漁業協同組合や漁業船主組合等をいう。調査対象船舶の所有者（3（2）イに規定する船舶に関する者）が漁業協同組合や漁業船主組合の組合員の場合など、関係団体を經由した方が効率的と地方運輸局等が判断した場合、関係団体を經由することができる。

（2）調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査(■政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール) □調査員調査 □その他()

〔調査方法の概要〕

- ・指定船舶（第1号調査）及び特殊船（第3号調査）は、国土交通省が、業務を委託した民間事業者を經由して、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。
- ・漁船（第2号調査）は、国土交通省が、地方運輸局等を經由して、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。
- ・報告者は、郵送された調査票に記入し、郵送により回答を提出するほか、政府統計共同利用システム又は電子メールにより回答する方法で行うことができる。
- ・政府統計共同利用システムについては、オンライン調査回答用のID・パスワードを、利用する報告者に対して郵送もしくは電子メールにより配布する。
- ・電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

□1回限り □毎月 □四半期 ■1年 □2年 □3年 □5年 □不定期 □その他()

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 指定船舶(第1号調査)

毎年6月1日～8月末日

イ 漁船(第2号調査)

毎年12月1日～翌年2月末日

ウ 特殊船(第3号調査)

毎年6月1日～8月末日

8 集計事項

ア 指定船舶(第1号調査)

- 1 内外航別、用途別、船長及び職員・部員別、トン数階層別1人1か月平均報酬等(※1)
- 2 用途別、年齢階層別1人1か月平均報酬等(※1)
- 3 年齢階層・経験年数階層別「定期払いを要する報酬」の平均
- 4 年齢階層・経験年数階層別船員数
- 5 報酬額階層・総労働時間階層別船員

イ 漁船(第2号調査)

- 1 漁業種類別、専業船・兼業船別、報酬の支払形態別調査隻数
- 2 専業船の漁業種類別、都道府県別、用途別、報酬の支払形態別従業状態及び持代(歩)1.0の乗組員(固定給制は甲板部員)1人1か月平均報酬額
- 3 兼業船の漁業種類別、都道府県別、報酬の支払形態別従業状態及び持代(歩)数1.0の乗組員(固定給制は甲板部員)1人1か月平均報酬額
- 4 専業船の報酬の支払形態別、漁業種類別、用途別、職種別調査人員数、1人平均持代(歩)数及び1人1か月平均の基本給(給料)の額又は最低保障額
- 5 兼業船の報酬の支払形態別、漁業種類別、用途別、職種別調査人員数、1人平均持代(歩)数及び1人1か月平均の基本給(給料)の額又は最低保障額
- 6 かつお・まぐろ漁業のトン数階層別、報酬の支払形態別従業状態及び持代(歩)数1.0の乗組員(固定給制は甲板部員)1人1か月平均報酬額

ウ 特殊船(第3号調査)

- 1 用途別、船長及び職員・部員別の1人1か月平均報酬等(※2)

※1・・・船員数、年齢、経験年数、月間総労働時間、報酬、昨年1年間の総労働時間(船員数、年間総労働時間、年間取得休日数)

※2・・・隻数、総トン数又は積トン数、船員数、平均稼働日数、労働時間、年間取得休日数、報酬

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法(☒ e-Stat ☐ インターネット(e-Stat 以外) ☒ 印刷物 ☐ 閲覧)

(2) 公表の期日

ア 指定船舶(第1号調査)

調査実施年の12月末日までに公表する。

イ 漁船(第2号調査)

調査実施年の翌年6月末日(末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日)までに公表する。

ウ 特殊船(第3号調査)

調査実施年の12月末日までに公表する。

10 使用する統計基準等

☐ 使用する→☐ 日本標準産業分類 ☐ 日本標準職業分類 ☐ その他()

☒ 使用しない

本調査は、船員法第1条に規定する船員に関する調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は2年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年

保存責任者：国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし

船員労働統計調査（第 1 号調査）の標本設計等について

1 母集団情報

船員法第 111 条に規定する業務報告を用いて母集団名簿を作成し、母集団の隻数を把握するとともに、船員労働統計母集団調査若しくは船員労働統計予備調査（以下「母集団調査」という。）により、標本設計に必要となる情報を把握する。

2 階層の設定

内航・外航別、用途別、総トン数別に階層を設定する。

内航 (15 階層)	用途	3 区分：旅客船、貨物船、油送船
	総トン数	5 区分：20 トン～199 トン、200 トン～499 トン、500 トン～699 トン、700 トン～1,599 トン、1,600 トン～
外航 (6 階層)	用途	3 区分：旅客船、貨物船、油送船
	総トン数	2 区分：20 トン～4,999 トン、5,000 トン～

3 標本設計

1 で把握した母集団の隻数及び母集団の情報を基に、2 で設定した階層別に、1 人当たり平均報酬額が精度 5%（信頼度 95%）となるように標本設計を行う。

$$W_i = (1.05 - 0.95)R_i$$

W_i ： i 層における目標精度の平均報酬幅

R_i ：母集団調査の i 層における 1 人当たりの平均報酬（千円）としたとき、

$$W_i \geq (2 \times 1.96) \left(\sqrt{1 - \frac{P_i}{\sum_{j=1}^{A_i} Y_{ij}}} \right) \left(\frac{D_i}{\sqrt{P_i}} \right)$$

P_i ： i 層における信頼度 95%時の必要標本乗組員数

Y_{ij} ：母集団調査の i 層における j 番目の船舶の船別乗組員数

A_i ：母集団調査の i 層における隻数（母集団調査回答隻数）

D_i ：母集団調査の i 層における 1 人当たり平均報酬額の標準偏差

を満たす P_i を算出し、必要標本数 Q_i を算出する。

$$Q_i = \frac{P_i}{B_i}$$

Q_i ：信頼度 95%時の i 層における必要標本隻数

B_i ：母集団の隻数の i 層における 1 隻当たりの平均乗組員総数

4 配布数

3で算出した必要標本数に母集団調査の回収率の逆数を乗じて、配布数を算出する。

なお、前回の標本設計に基づき実施した調査結果の標準誤差率を参考とし、目標精度を達成していない層区分については、新たな母集団調査の情報を基に算出した必要標本の数及び配布数と前回の標本設計の必要標本の数及び配布数を比較の上、いずれか大きい方を採用する。

内航 用途	トン数階級	母集団 の大き さ	必要 標本の 数	配布数	外航 用途	トン数階級	母集団 の大き さ	必要 標本の 数	配布数
旅客船	20～199	165	17	33	旅客船	20～4,999	—	—	—
	200～499	62	6	12		5,000～	9	3	7
	500～699	14	4	9	貨物船	20～4,999	5	3	4
	700～1,599	42	4	9		5,000～	229	11	37
	1,600～	94	2	3	油送船	20～4,999	9	2	3
貨物船	20～199	136	21	93		5,000～	44	8	20
	200～499	922	13	36					
	500～699	49	8	19					
	700～1,599	183	8	18					
	1,600～	224	3	5					
油送船	20～199	280	22	73					
	200～499	309	12	27					
	500～699	33	4	8					
	700～1,599	221	6	11					
	1,600～	156	4	7					
内航計		2890	134	363	外航計		296	28	71

5 推計

報酬については、回収調査票を用途別・トン数階層別に集計し、母集団に復元した推計値を算出した後、平均の算出を行う。但し、職種別等の値については、報告値の平均となっている。なお、推計値の算出方法は、以下の計算式により算出している

$$\frac{\sum_{k=c}^l \sum_{j=b}^m \sum_{i=a}^n x_{kji} \frac{N_{kji}}{V_{kji}}}{\sum_{k=c}^l \sum_{j=b}^m \sum_{i=a}^n y_{kji} \frac{N_{kji}}{V_{kji}}} \quad (k: \text{内航船・外航船の別}, j: \text{用途の別}, i: \text{トン数階級の別})$$

(x_{kji} : 調査項目, y_{kji} : 船員数, N_{kji} : 母集団隻数, V_{kji} : 集計隻数)

【別添2】

第一号様式 (第八条関係)



政府統計

秘

船員勞働統計調查票

第一号調査（漁船及び特殊船以外の船舶に乗り組む船員についての調査）

◎この調査票は、指定船舶ごとに一枚を使用してください。

国土交通省

[illegible][illegible]

(注)外国人船員の場合は、外国人欄に「○」を記入してください。



政府統計

秘

船 員 労 働 統 計 調 査 票

第二号調査 （漁船に乗り組む船員についての調査）

◎ この調査票は、船舶ごとに一枚を使用して下さい。

基 幹 統 計 調 査											
報告者	氏名又は 名 称		船 名 (まき網漁業は主船)	丸(外 隻) トン	用 途 該当事項を○で 囲んで下さい。	1	2	3	4	5	6
	住 所		上記船名の船の 総 ト ン 数			母 船	冷 凍 船	運 搬 船	捕 鯨 船	漁 ろ う 船	そ の 他

国 土 交 通 省

1 欄 従業状態	漁 業 種 類		漁 業		備 考		漁 業		備 考												
	漁 業 期 間		年 月 日から 年 月 日まで				年 月 日から 年 月 日まで														
	航 海 日 数		日																		
	航 海 回 数		回																		
	漁業期間中最も乗組員数の多かった月と人員数		月 人																		
	漁業期間中最も乗組員数の少なかった月と人員数		月 人																		
	水 揚 高 合 計 額		円																		
	乗 組 員 に 支 払 わ れ た 報 酬 合 計 額		円																		
2 欄 報 酬 額 の欄 持 合の固 計の定 額漁給 期歩 間制は 中数 に甲1 に板・ 支給0 した乗 報組 酬員 にに 員	報 酬 の 支 払 形 態 (該当事項を○で囲んで下さい。)		1. 全歩合給 / 2. 固定給 / 3. 固定給と歩合給 / 4. その他								1. 全歩合給 / 2. 固定給 / 3. 固定給と歩合給 / 4. その他										
	報 酬	給	料	円		円															
		歩	合	円		円															
		そ の 他 の 手 当		円		円															
		特 別 に 支 払 わ れ た 報 酬		円		円															
		合		円		円															
		航 海 日 当		円		円															
	3 欄 職種別・人員数・持代(歩)数及び給料・最低保障額 漁業期間の最終操業に従事した乗組員の 基本給)・最低保障額の職種別合計額の 一ヵ月分の給料			合 計											合 計						
うち女性船員						うち外国人船員			うち女性船員						うち外国人船員						
人員数				持 代 (歩) 数	1 2 給料／最低保障額	人員数	持 代 (歩) 数	1 2 給料／最低保障額	人員数	持 代 (歩) 数	1 2 給料／最低保障額	人員数	持 代 (歩) 数	1 2 給料／最低保障額	人員数	持 代 (歩) 数	1 2 給料／最低保障額	人員数	持 代 (歩) 数	1 2 給料／最低保障額	
職 員		船	長	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		漁 ろ う	長	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		航 海	士	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		機 関	長	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		機 関	士	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		通 信	長	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		通 信	士	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		そ の 他	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	
部 員		甲 板	長	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		そ の 他 の 甲 板 部 部 員	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	
		操 機	長	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		そ の 他 の 機 関 部 部 員	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	
		司 ち ゅ う	長	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円
		そ の 他 の 司 ち ゅ う 部 部 員	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	
そ の 他		人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円		
職 員 ・ 部 員 計		人		円	人		円	人		円	人		円	人		円	人		円		

詳細は別紙の記入注意事項を参照して下さい。

船 員 労 働 統 計 調 査 票



第三号調査 (特殊船に乗り組む船員についての調査)
◎この調査票は、船舶所有者及び用途別ごとに一枚を使用して下さい。

国 土 交 通 省

基 幹 統 計 調 査		報 告 者	氏 名 又 は 名 称	用 途	1 引 船 2 は し け 3 官 公 署 船	隻 数 合 計	隻
調査期間	年 6 月 分		住 所				

			船 長 及 び 職 員			部 員			合 計		
				う ち 女 性 船 員	う ち 外 国 人 船 員		う ち 女 性 船 員	う ち 外 国 人 船 員		う ち 女 性 船 員	う ち 外 国 人 船 員
船 員	船 員 数		人	人	人	人	人	人	人	人	人
	総 延 稼 動 日 数		人 日	人 日	人 日	人 日	人 日	人 日	人 日	人 日	人 日
時 間 外 ・ 補 償 休 日 労 働 時 間			時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間
年 間 取 得	有 給 休 暇		日	日	日	日	日	日	日	日	日
休 日 数	休 日 ・ 休 暇		日	日	日	日	日	日	日	日	日
報 酬	定期払いを要する報酬	給 料	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		その他の手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	割 増 手 当 ・ 夜 間 割 増		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	合 計		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	航 海 日 当		円	円	円	円	円	円	円	円	円
昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬			円	円	円	円	円	円	円	円	円

備 考	
-----	--

船員労働統計調査を実施する必要性

1. 調査の目的・必要性

本調査は、船員労働者の労働環境が陸上労働者と異なり、その就労時間と私的な時間を海上の船舶という空間で過ごすことを余儀なくされる特殊な就業状況に置かれていることに鑑み、昭和 23 年 9 月に「毎月勤労統計調査」から分離して開始された「船員毎月勤労統計調査」を前身とし、昭和 32 年 4 月に「船舶船員統計調査」の給与関係の調査等を再編・統合して実施されているものである。このような沿革を有する本調査は、船員労働者に関する報酬、労働時間等の実態を明らかにする唯一の調査として位置付けられ、陸上労働者の労働実態に関する他の統計と合わせて分析等を行うことにより、我が国の労働市場の全体像を明らかにする役割を担っていると考えられる。

また、昨今、働き方に関する改革や船員労働者の国際的な流動化が高まる中で、本調査は船員の労働需給に影響を与える賃金や労働時間の実態を、適確に把握するものであることから、船員行政の施策立案の基礎資料として不可欠なものである。

2. 他調査との重複

本調査と重複する統計調査は存在しない。

3. 行政記録情報の利活用

船員に係る行政記録情報は、船員法第 111 条業務報告において、船舶所有者の情報等が得られることから、行政記録情報を本調査の母集団名簿の更新等に利活用する。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

【第 3 号調査】

履歴登録については、調査終了後 3 か月後までに、最終的な調査結果名簿を提出する。

【第 1 号調査及び第 2 号調査】

船舶を対象とした調査となるため、事業所母集団データベースの登録対象とならない。

船員労働統計の利活用について

1. 総合物流施策大綱のKPIとして活用している指標の基礎資料

「総合物流施策大綱」における、労働力不足対策に係る基礎資料として活用。

総合物流施策大綱（2026年度～2030年度）（令和8年3月31日）（抄）

Ⅱ. 物流を取り巻く現状・課題と今後の物流政策の方向性（2）前大綱における代表的指標の状況と分析

Ⅱ.（1）で整理したとおり、前大綱のもとで様々な施策が推進されたことで、物流事業者のみならず、一定の荷主や消費者の間でも物流の重要性について理解が深まり、具体的な取組に結びついてきている。

一方で、前大綱下における代表的な指標の変化は以下のとおりであり、定量的に見れば、物流の担い手の確保や労働生産性の向上、持続可能な物流体系の構築等については、未だ道半ばであり、目標を達成するために更なる取組が必要となっている。

・物流業の労働生産性¹⁰

【目標】令和7年度までに平成30年度比で2割程度向上させる

【実績値】平成30年度 2,569 円／時 → 令和5年度 2,623 円／時

¹⁰ 倉庫事業経営指標（国土交通省）、内航海運業事業概況報告書（国土交通省）、船員労働統計調査（国土交通省）、毎月勤労統計調査（厚生労働省）、（以下略）

2. 国民経済計算（GDP統計等）推計に係る基礎資料

国民経済計算の雇用者報酬の推計における基礎資料として活用。

国民経済計算の作成方法（令和7年11月 内閣府）（抄）

Ⅱ 年次推計

（ix）所得支出勘定の推計 — 2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計

（1）雇用者報酬 — ①賃金・俸給 — a. 現金給与 — （c）その他の産業

『毎月勤労統計』の調査対象とならない運輸業の船員については、『船員労働統計』（国土交通省）等から一人当たり現金給与額及び船員数を求め、それに乗じる方法で推計する。

3. 船員の働き方改革における比較データとしての活用

「船員の働き方改革」に向けた検討のなかで、本統計による月間総労働時間を毎月勤労統計調査と比較するデータとして活用。

4. 各種船員対策等施策の基礎データ

船員に適用される特定最低賃金や処遇改善要求、船舶職員新規採用者の確保に向けた船員労働市場の動向把握・分析としての基礎データとして活用。また、「内航未来創造プラン」における船舶料理士資格の効率的な取得や派遣船員に係る派遣料金との比較対照で本統計調査の労働時間・報酬等が基礎データとして活用

5. 業界団体及び民間研究機関等における活用

業界団体における船員の労働時間・報酬額の現状と課題を把握等のための基礎資料として、また、民間研究機関等において、陸上労働者と船員の労働時間、報酬額における比較等のための基礎データとして活用。